

さいたま市の

指定難病ガイドブック

令和8年度改訂版



さいたま市

指定難病ガイドブック もくじ

I 指定難病とは

1. 難病とは	1
2. 指定難病とは	1

II 医療費助成等

1. 指定難病医療給付制度	2
2. 高額療養費制度	6
3. 心身障害者医療費	6
4. 年金	6
5. 手当	7

III 療養のための相談・支援窓口

1. 難病情報センター	8
2. 埼玉県難病相談支援センター	8
3. さいたま市保健所	8
4. 患者・家族会	9
5. 就労相談窓口	9

IV 難病に関連のあるサービス

1. 介護保険のサービス	10
2. 障害者総合支援法のサービス	12
3. さいたま市社会福祉協議会のサービス	14
4. 歯科に関するサービス	15

V 緊急時の備え

1. 緊急時安心キット	16
2. 緊急時連絡システム	16
3. 避難行動要支援者名簿の掲載	17
◇ 非常時に備えて用意しておくといふもの	18
◇ 災害時必要物品チェックリスト	19
◇ 療養者の基本情報・緊急時連絡先リスト	20

VI 区役所・保健所 問合せ先一覧

21

I 指定難病とは

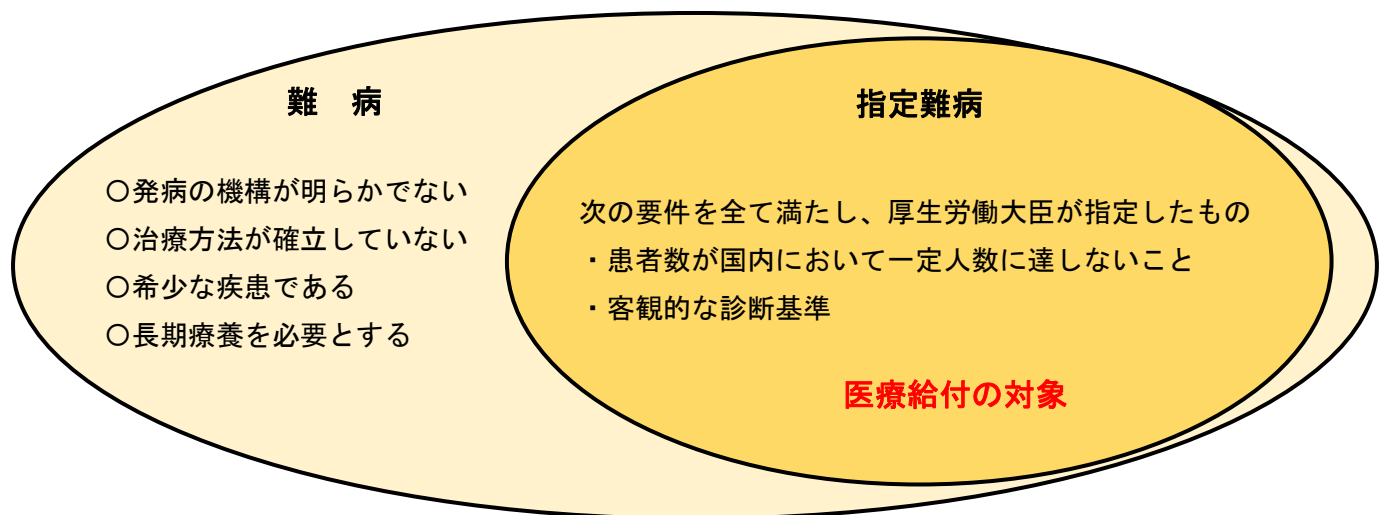
1. 難病とは

難病法では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義しています。

2. 指定難病とは

難病のうち、以下の要件を全て満たす疾病が、指定難病です。

- ・患者数が国内において一定人数に達しないこと（人口の0.1％程度）
- ・客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること



※全ての対象疾病に認定基準が定められており、審査の結果、認定基準に該当しないと判断された場合は医療費給付の対象になりません。

- ・指定難病の対象疾病と認定基準については、さいたま市保健所又は各区役所保健センターにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページでご確認ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>



指定難病は疾病の希少性や症状の多様性のため、療養生活が長期にわたるなど、患者さんやご家族には様々な不安や悩みが尽きません。安心して療養生活を送るためにガイドブックをご活用ください。

Ⅱ 医療費助成等

1. 指定難病医療給付制度

難病法に基づき、国が指定した指定難病について医療給付を行っています。

窓口	各区役所保健センター・さいたま市保健所
対象者	次の項目をすべて満たす方が対象となります。 ・ 指定難病にかかっており、国が定めた認定基準を満たしている方 ・ さいたま市内に住民登録がある方

●医療給付の内容

対象となる医療の範囲	指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療等で、都道府県または指定都市が指定した指定医療機関で行われたもの	
医療の給付の内容	健康保険を使用した「入院、外来、薬剤の支給、訪問看護」 保険診療による自己負担分（3割負担の場合は2割負担となる）が対象	
介護の給付の内容	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問リハビリテーション 介護医療院サービス	訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導
給付の対象外	・ 指定医療機関以外の医療機関で受けた医療等 ・ 受給者証に記載された病名に起因しない病気やけがによる医療費 ・ 入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額（生活保護の方を除く） ・ 健康保険が適用されない医療費（保険適用外の治療・調剤、入院時差額ベッド代など） ・ 介護保険での訪問介護の費用 ・ 臨床調査個人票等の文書料 ・ 治療用装具 ・ はり、きゅう、あん摩、マッサージの費用 ・ 医療機関までの交通費、移送費	

※指定医療機関は各都道府県や指定都市のホームページをご確認いただくか、医療機関に直接お問い合わせください。

～申請から受給者証交付までの流れ～

医療給付を受けるには、必要な書類をそろえて申請が必要です。

Step 1 書類を揃える

さいたま市ホームページからダウンロード、または窓口で受け取り、申請に必要な書類をご用意ください

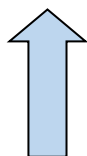


医療機関で「**難病指定医**」に「**臨床調査個人票**（診断書）」を記載してもらいます



Step 2 申請

臨床調査個人票のほか、必要書類を電子申請または郵送で提出します
窓口でも受付しています



再申請

（電子申請も利用
できます）

主治医に返却された臨床調査個人票について相談をします



電子申請は
こちら



指定難病 で検索



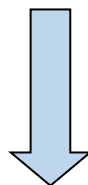
Step 3 受給者証を受け取る

受給者証および自己負担上限月額管理票は、郵送にて交付されます
受領後は、指定医療機関の窓口にて、これらを併せて提示の上、受診してください



認定

月1回開催の審査会にて認定の可否を決めます



保留



不認定

「認定基準を満たさないと判断された理由」が記載された通知と臨床調査個人票が返却されます

👉 軽症高額に該当するかもしれません
詳細は p 5 をご確認ください

対象疾病や申請方法等、詳しくは「さいたま市 指定難病医療給付制度 申請の手引き」のパンフレットもしくはさいたま市のホームページをご参照ください。

さいたま市 指定難病

検索



～交付から医療機関受診の流れ～

申請から1～2か月後、認定されると受給者証と自己負担上限月額管理票が届きます。
指定医療機関等を利用する際は受給者証と自己負担上限月額管理票を必ず受付に提示します。

受給者証

- ・氏名
 - ・住所
 - ・加入している保険の内容
- など変更があった際には届け出ましょう。

様式第6号 特定医療費（指定難病）受給者証	
公費負担番号	
受給者番号	
受給者氏名	
生年月日	
住所	
フリガナ	
氏名	続柄
住所	
疾病名	
自己負担上限月額	階層区分
人工呼吸器等装置	軽症高額該当
高額かつ長期	世帯内受給者
有効期間	から
備考	

指定難病医療費自己負担上限月額管理票

受給者番号
氏名

・指定医療機関に提出してください
・指定医療機関に記載するものです
※難病法に基づく指定医療機関以外では公費による助成は受けられません。受給に際しては、あらかじめ指定医療機関であることを確認するようにお願いします。
※この管理票は、更新等の手続きの際に軽症高額又は高額かつ長期に該当するか確認のために使用します。なお、高額かつ長期に新たに該当した場合には、その時点で申請してください。

さいたま市

自己負担上限月額管理票

複数の指定医療機関における自己負担額を管理するために使用します。

- ・更新申請
- ・自己負担上限月額の変更

などの手続きの際に使用することがあります。（次ページ）

- ・指定難病医療給付制度の対象の医療給付に限り、自己負担上限月額までの負担となります。
- ・自己負担上限月額管理票は医療機関が記入します。
- ・自己負担上限月額に達しても、必ず管理票を記入してもらいましょう。（p5の高額かつ長期の判断等に使用場合があります）
- ・心身障害者医療費や生活保護等で自己負担がかからなくても、管理票を記入してもらいましょう。
- ・1～2年分は管理票を保管しておきましょう。（更新申請や療養費申請の際に必要な場合があります）

《療養費（償還払い）の申請について》

有効期間開始日から受給者証が届くまでの間に支払った指定難病の公費負担分を払い戻します。

払い戻しの対象となる場合

- ◎指定医療機関窓口にて3割で支払った場合
- ◎自己負担上限月額を超えて支払った場合

対象とならない例

同じ医療機関であっても、指定難病以外の診療や検査等の費用



- 👉 領収書の発行日から5年間請求が可能です。
- 👉 領収書等が必要になりますので、保管をお願いします。
- 👉 受給者証の交付時に申請書類が同封されます。

※必要書類の一部

【療養証明書】

指定医療機関で作成します。
（文書料が発生する場合があります）

療養費（償還払い）の申請書	
申請者氏名	
生年月日	
住所	
フリガナ	
氏名	続柄
住所	
疾病名	
自己負担上限月額	階層区分
人工呼吸器等装置	軽症高額該当
高額かつ長期	世帯内受給者
有効期間	から
備考	

《軽症高額・高額かつ長期とは》



診断基準は満たしているけど、重症度分類の基準を満たしていないと言われた…。



軽症高額：症状が国の基準を満たないと判定された場合でも、医療費の負担が重い場合に医療費助成を受けられる制度。

医療費を考慮する期間において指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3回以上ある場合、病状の程度が一定基準を満たさなくても、認定される可能性があります。新規・更新申請の際は、確認しましょう。

高額かつ長期：すでに受給されている方のうち、医療費※¹の負担が重い月が続く方を対象に、月々の自己負担上限額をさらに引き下げる措置。

指定難病及び小児慢性特定疾病にかかる医療費※¹の総額が50,000円を超える月が、高額かつ長期の該当申請をする月以前の12か月以内に6回以上ある場合、該当になります。申請をした月の翌月初日（申請日が月の初日である場合はその日）から、自己負担上限月額が高額かつ長期の上限額に変更となります（下表、緑枠）。

治療費やお薬代が高い！自己負担上限月額が安くないかなあ…。



※1 受給者証の有効期間内の医療費に限ります。

自己負担上限月額

自己負担上限月額管理票の見方

階層区分	階層区分の基準		受診者負担割合：2割（1割の方はそのまま）		
			自己負担上限月額（外来＋入院＋薬代＋介護給付費）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	－		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税	本人収入 82万6千5百円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	非課税（世帯）	本人収入 82万6千5百円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税額（所得割）	7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税額（所得割）	7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税額（所得割）	25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時食事（生活）療養標準負担額			全額自己負担（ただし、生活保護は負担なし）		

〇〇年〇月 自己負担上限月額管理票

日付	指定医療機関名	医療費 介護サービス費 総額（10割）	自己負担額	自己負担額 累積額 （月額）
〇月10日	A病院	28,500	5,700	5,700
〇月10日	B薬局	11,250	2,250	7,950
〇月15日	C訪問看護サービス	15,000	2,050	10,000
〇月25日	A病院	28,500	0	
〇月26日	B薬局	8,250	0	

人工呼吸器等
装着者の上限額
もあります。
（条件があります。）



階層区分表記が
「Ⅳ」「Ⅴ」「Ⅵ」の方は、
管理票をご確認ください。

この欄の合計額が

◎軽症高額

33,330円を超える月が3回以上

◎高額かつ長期

50,000円を超える月が6回以上
であるかを確認します。

2. 高額療養費制度

年齢や所得に応じて上限額を定め、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。

窓口	加入している健康保険組合など、各保険者
----	---------------------

- ・すでに高額な医療費を支払っている場合には、申請を行い、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることをお勧めします。
- ・「マイナ受付」ができる医療機関等で受診する場合、マイナンバーカード（健康保険証利用）を提示し、「限度額情報の表示」に同意することで、「限度額適用認定証」の申請手続きが不要となります。

3. 心身障害者医療費

心身障害者医療費助成制度は、心身に障害がある方の福祉の増進を図ることを目的として、対象者に医療費の一部を助成します。

※指定難病など、他の医療費助成制度の対象となる場合は、そちらの制度を優先の上助成します。

窓口	各区役所保険年金課（福祉医療係）
対象者	① 身体障害者手帳1・2・3級のいずれかを取得された方 ② 療育手帳㉠・A・Bのいずれかを取得された方 ③ 65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ※精神病床への入院費用は助成の対象外です。 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方で、自立支援医療（精神通院医療）を受給している方 ※助成対象は自立支援医療に係る自己負担分のみです。

※平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに上記に該当する心身障害者となった方は助成の対象とはなりません。

※所得制限があります。

4. 年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」を請求することができます。

※障害年金を受け取るには、保険料納付状況などの条件が設けられています。

●障害基礎年金（国民年金加入者）

窓口	各区役所保険年金課（年金係）
----	----------------

●障害厚生年金（厚生年金加入者）

窓口 (担当区)	浦和年金事務所 (桜、浦和、南、緑)	大宮年金事務所 (西、北、大宮、見沼、中央)	春日部年金事務所 (岩槻)
住所	浦和区北浦和5-5-1	北区宮原町4-19-9	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル内
電話	048-831-1638	048-652-3399	048-737-7112
FAX	048-833-7019	048-652-4700	048-737-7039

5. 手当

●心身障害者福祉手当

窓口	各区役所支援課
対象者	① 身体障害者手帳1・2・3級 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ①～③の障害に該当する、施設入所していない方で、市民税非課税の方 ※他の福祉手当を受給している場合など、支払いが制限される場合があります。
手当額	月額5,000円 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳㉠・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級)
	月額2,500円 (身体障害者手帳3級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳2級)

●特別障害者手当

窓口	各区役所支援課
対象者	重度の障害により、日常生活で常時特別の介助を必要とする20歳以上の方 ① 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳㉠程度の障害が重複している方 ② 1つの障害であっても上記①と同程度の状態にある方 ※施設入所や3か月を超える入院など、支払いが制限される場合があります。
手当額	月額30,450円

Ⅲ 療養のための相談・支援窓口

1. 難病情報センター

難病情報センターは、難病法に基づき医療費助成の対象となる疾患について、インターネットの専用サイトにおいて、関係情報の提供を行っています。

掲載情報	○病気の解説 ○各種制度・サービスの概要及び各相談先 ○指定医療機関・指定医の案内 ○難治性疾患研究班情報 ○患者会情報 等
ホームページ	https://www.nanbyou.or.jp/

2. 埼玉県難病相談支援センター

●医療に関する相談など

難病相談支援員が難病の患者さんやご家族の相談に応じています。（来室による面接相談、オンライン相談の際は、予約が必要です。オンライン相談については、県ホームページをご確認ください。）

窓口	国立病院機構東埼玉病院内 埼玉県難病相談支援センター （埼玉県蓮田市黒浜4147）
利用時間	月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 10:00～16:00
電話	048-768-3351
FAX	048-768-2305
ホームページ	http://esaitama.org/nanbyo/

●生活相談・就労相談など

ピアサポーター（難病患者やその家族など）がお話を伺い、日常生活の相談や就労相談等に応じています。（来室による面接相談の際には、予約が必要です。）

窓口	埼玉県障害者交流センター内 一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会 （浦和区大原3-10-1）
利用時間	月曜日～金曜日（土日祝日休み） 10:00～16:00
電話	048-834-6674
FAX	048-831-8005
ホームページ	https://saitama-pref-shounankyo.org

3. さいたま市保健所 健康支援課

面接・電話 訪問相談	療養中の方が、安心して療養生活が送れるよう、保健師等の職員が相談に応じています。申請時の窓口や電話などで、気軽にご相談ください。
難病医療講演会 ・交流会	専門医療スタッフ等による講演会や患者さん、ご家族の交流会を開催しています。開催日程、内容等はさいたま市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

4. 患者・家族会

難病や障害を持つ患者さんやご家族が、自主的にお互いの情報交換や交流の場としています。療養生活を快適に過ごすため、さまざまなグループ活動を行っています。

窓口	さいたま市 保健所	保健所で支援している患者会があります。詳しくは、お問い合わせください。 電話：０４８－８４０－２２１９
	埼玉県難病相談 支援センター	ピアサポーターが患者会や医療講演会などを紹介しています。 電話：０４８－８３４－６６７４
	埼玉県障害難病 団体協議会	加盟している団体や患者会などを紹介しています。 電話：０４８－８３１－８００５

5. 就労相談窓口

●難病患者就職サポーター

就職を希望する難病患者に対し、地域の関係機関と連携しながら、症状の特性を踏まえたきめ細やかな支援を行います。

窓口	ハローワーク浦和 専門援助部門	埼玉県難病相談支援センター
住所	浦和区常盤５－８－４０	浦和区大原３－１０－１ (埼玉県障害者交流センター内)
相談時間	主に第１・２・３・４水曜日(祝日は除く) ９：００～１５：３０	主に第１・３金曜日(祝日は除く) １０：００～１６：００
電話	０４８－８３２－２４６１ (音声アナウンス後４４＃)	０４８－８３４－６６７４

●仕事と生活の両立支援相談

介護・子育て・がんなどの病気治療等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門の相談員が電話等による相談を受け、情報提供を行うことにより、仕事との両立を支援しています。

窓口	仕事と生活の両立支援相談窓口
住所	浦和区高砂３－１５－１(埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課内)
利用時間	毎週月・火・水・金曜日の９：００～１６：３０。 うち火曜日は、原則として隔週で１１：００～１９：００(年末年始・祝日を除く) ※詳しいスケジュールはホームページでご確認ください。
電話	０４８－８３０－４５１５
ホームページ	ホームページからも相談を受け付けています(２４時間) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/seikatsu-ryouritsui/index.html

Ⅳ 難病に関連のあるサービス

1. 介護保険のサービス

窓口 各区役所高齢介護課

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援する制度です。介護保険のサービスを利用するためには、介護の必要度の判定（要介護・要支援認定）を受けていただく必要があります。

「要介護・要支援認定」を受けるには、申請が必要です。シニアサポートセンター（地域包括支援センター）に申請を行ってもらうこともできます。詳細は、各区役所高齢介護課で配布している介護保険のパンフレットをご参照ください。

※指定難病医療受給者証をお持ちの方で、介護保険による下記の7つのサービスを受けた場合には、自己負担額が指定難病医療給付の自己負担額に合算されます。事業所が指定医療機関であるか確認の上、受給者証と自己負担上限月額管理票を提示してください。

在宅サービス	訪問看護	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導
施設サービス	介護医療院サービス	

●対象者

- ・65歳以上で介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。
- ・40～64歳で、介護保険の対象となる病気※1が原因で介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※1 介護保険の対象となる病気（特定疾病）には、下記の16の疾病が指定されています。（このうち指定難病医療給付制度の対象となるのは、赤字の疾病です）

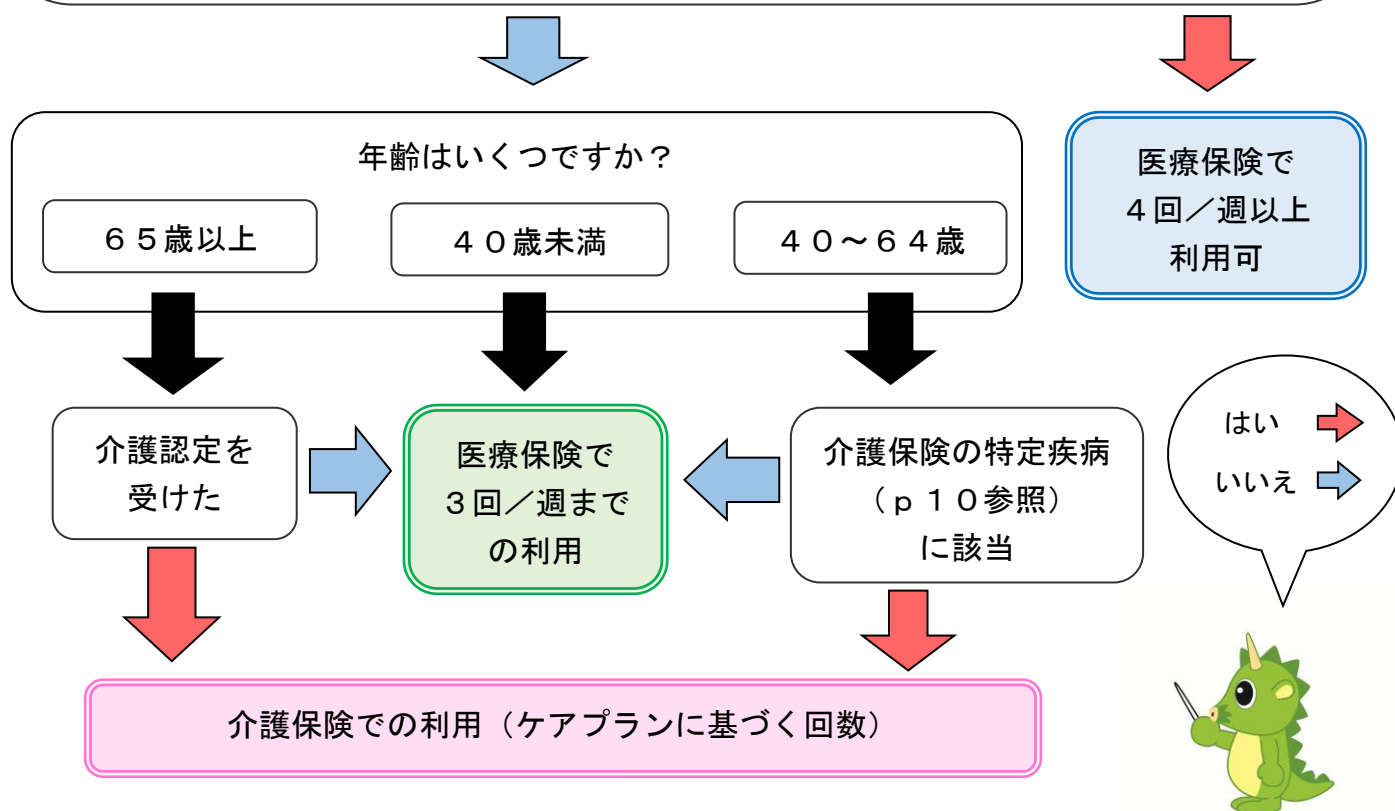
① がん （医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	⑨ 脊柱管狭窄症（このうち 広範脊柱管狭窄症 ）
② 関節リウマチ（このうち 悪性関節リウマチ ）	⑩ 早老症（このうち ウェルナー症候群 、 コケイン症候群 ）
③ 筋萎縮性側索硬化症	⑪ 多系統萎縮症
④ 後縦靱帯骨化症	⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症	⑬ 脳血管疾患
⑥ 初老期における認知症（このうち プリオン病 、 特発性基底核石灰化症 、 前頭側頭葉変性症 ）	⑭ 閉塞性動脈硬化症
⑦ 進行性核上性麻痺 、 大脳皮質基底核変性症 及び パーキンソン病	⑮ 慢性閉塞性肺疾患
⑧ 脊髄小脳変性症	⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

～訪問看護は疾患や患者の状態により、利用できる制度が異なります～

訪問看護は看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士等が自宅を訪問して、療養にかかわるお世話や必要な診療の補助を行うサービスです。下の表で確認してみましょう。

厚生労働大臣の定める疾患のうち以下の疾患に該当しますか？

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー
⑨パーキンソン病関連疾患（パーキンソン病は重症度による） ⑩多系統萎縮症
⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を装着している状態



※医療保険・介護保険を利用しないで、訪問看護を受けることもできますが、全額自費となります。

こんな制度もあります！

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

指定難病医療受給者証をお持ちで、人工呼吸器を装着し在宅で療養をしている患者が、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護などを受ける場合、さいたま市と契約した訪問看護ステーション等に対し、請求に応じて助成を行います。

【窓口】 さいたま市保健所 健康支援課

2. 障害者総合支援法のサービス

窓口

各区役所支援課、各障害者生活支援センター

障害福祉サービスや補装具費の支給、日常生活用具（人工呼吸器用バッテリー、電気式たん吸引器、特殊寝台など）の給付などの支援が受けられます。

（介護保険制度で共通するサービスを利用する場合は、原則として介護保険制度が優先されます）
詳細は、各区役所支援課で配布している「障害者福祉ガイド」をご参照ください。

サービスの支給には、障害支援区分等の要件がありますので、各区役所支援課でご確認ください。

●対象者

サービスの種類によって異なりますが、障害者手帳を持っている方や指定難病を含む376疾病に該当する方などを対象としています。

●費用

障害福祉サービスの場合、費用の1割と食費等の自己負担がありますが、世帯の所得に応じた負担上限額が設定されるため、サービス量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。

こんな制度もあります！

在宅難病患者一時入院事業（埼玉県事業）

在宅で療養をしている難病患者が、介護者の病気や事故等により、在宅で療養することが困難となった際に、埼玉県と委託契約している医療機関に一時的に入院することができる制度です。

1. 対象者（以下のすべてを満たす方）

- ・さいたま市にお住まいの指定難病医療受給者証所持者
- ・人工呼吸器（NPPV等も含む）を装着している方又は気管切開をしている方
- ・病状が安定し、事業の利用に主治医の同意が得られている方

2. 入院期間

- ・1回の利用は14日以内となります。
- ・年間56日まで利用できます。

3. 入院にかかる費用

- ・医療保険の自己負担分（指定難病医療受給者証を利用することができます。）
- ・健康保険適用外の差額ベッド代等や病院までの移送費用は患者負担となります。

【窓口】さいたま市保健所 健康支援課

●障害者と高齢者で重複するサービス例

(介護保険の認定を受けている方は、介護保険、高齢福祉サービスが優先されます。)

サービス		障害者のサービス	高齢福祉サービス
		●窓口：各区役所支援課	●窓口：各区役所高齢介護課 (65歳以上で要介護3～5で 介護保険施設・病院等に入所・入院し ていない方) ※介護保険料を滞納していないこと
ふとんの乾燥と丸洗い	対象	身体障害者手帳1・2級で寝たきりの状態にあって、介護者も寝具乾燥を行うことが困難な18歳以上の方	寝たきり状態にあって、家族等も布団を干すことが困難な単身または高齢者のみの世帯の方
	内容	乾燥：年度10回、丸洗い：年度2回 (乾燥又は丸洗いのうち、いずれかを月1回まで)	乾燥：年度10回、丸洗い：年度2回 (乾燥又は丸洗いのうち、いずれかを月1回まで)
	費用	無料	無料
訪問理美容	対象	身体障害者手帳1級の方、または、療育手帳A・Aの方で、理・美容店に行くことが困難な方	外出が困難なため、理・美容店に行くことが困難な方
	内容	年度4回 ※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。	年度4回(理・美容券を支給します) ※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。
	費用	無料	無料
訪問入浴	対象	身体障害者手帳1級・2級の方で、家庭において入浴が困難な方	介護保険サービスになります。
	内容	年度104回(月10回以内) ※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。	
	費用	世帯の所得に応じた費用負担	
紙おむつ等の支給	対象		常時紙おむつを使用している方で、本人の介護保険料の段階が第5段階以下の方 ※生活保護受給者を除きます。
	内容		紙おむつ等支給利用券(年間最大12枚)と引き換え(1回/月)に支給
	費用		月6,000円を限度額に利用券を交付 ※限度額を超えた場合は自己負担

3. さいたま市社会福祉協議会のサービス

さいたま市社会福祉協議会では、手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業、一時的な車いすの貸出、宅配食事サービス、あおぞらサービス（家事援助等）等様々な事業を行っています。

窓口	さいたま市社会福祉協議会
----	--------------

●問合せ先

事業・サービス	窓口	電話番号/FAX
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	地域福祉課 聴覚障害者支援係	TEL : 048-823-9556 FAX : 048-823-9555
・一時的な車いすの貸出 ・宅配食事サービス ・あおぞらサービス（家事援助等）	西区事務所	TEL : 048-622-3333 FAX : 048-622-1991
	北区事務所	TEL : 048-653-1177 FAX : 048-653-6006
	大宮区事務所	TEL : 048-646-4441 FAX : 048-646-4447
	見沼区事務所	TEL : 048-684-3322 FAX : 048-684-2200
	中央区事務所	TEL : 048-854-3724 FAX : 048-854-3511
	桜区事務所	TEL : 048-852-1611 FAX : 048-852-1811
	浦和区事務所	TEL : 048-834-3131 FAX : 048-833-3199
	南区事務所	TEL : 048-838-1818 FAX : 048-838-2700
	緑区事務所	TEL : 048-874-0022 FAX : 048-874-2900
	岩槻区事務所	TEL : 048-757-9291 FAX : 048-756-3064

こんな制度もあります！

登録者証

障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に、医師の診断書に代わり、指定難病の患者であることを証明できるものです。指定難病医療給付申請と併せて登録者証の交付を申請、または登録者証のみの申請も可能です。受給者証とは違い、医療給付を受けることはできませんが、有効期限がなく、指定難病の診断基準を満たした方を対象としています。

原則、マイナンバー情報連携を活用して交付します。

【窓口】 さいたま市保健所、各区役所保健センター

4. 歯科に関するサービス

●在宅歯科医療

在宅療養している人や身体が不自由な方など、歯やお口のことでお悩みがあっても歯科医院への通院が困難な方を対象に、埼玉県では「在宅歯科医療推進窓口」を開設しています。

在宅医療に関する相談や在宅歯科医療を実施している歯科医院の紹介を行っています。

窓口	埼玉県在宅歯科医療推進窓口（一般社団法人埼玉県歯科医師会内）
電話	048-822-6464
利用時間	月曜日～金曜日 10:00～15:00（祝日、年末年始を除く）

●訪問歯科健康診査

40歳以上で在宅療養中の寝たきりの方等で、歯科健診を受ける機会のない方を対象に、歯科医師が自宅を訪問して、成人歯科健康診査に準じた項目（問診・歯の状況・一部の歯肉の状況・顎関節の状況・舌や粘膜の状況・口腔清掃状態・歯みがき指導等）を実施します。費用は無料です。

お申込みに関するお問い合わせ先

お住まいエリアの 歯科医師会の拠点窓口 受付時間：10:00～15:30	西区、北区、大宮区、見沼区	080-2273-8020
	中央区	080-8050-8020
	桜区、浦和区、南区、緑区、 岩槻区	090-1993-8020

●さいたま市障害者歯科相談医ガイドブック

障害のある方々が身近な地域で安心して歯科口腔に関する相談、診療を受けることができるよう埼玉県障害者歯科相談医が在籍している歯科医療機関情報を掲載したガイドブックです。

配布窓口	各区役所（情報公開コーナー、支援課、保健センター）
------	---------------------------

さいたま市のホームページからもダウンロードできます。

こんな制度もあります！

埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

医療受給者証を交付されている指定難病患者、障害のある方や介護を要する高齢の方（介護保険の要介護1以上に認定）、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

【お問い合わせ】 埼玉県 福祉政策課（電話：048-830-3223）

V 緊急時の備え

1. 緊急時安心キット

病院への速やかな搬送につなげることを目的として、「かかりつけの医療機関」や「緊急連絡先」などの情報を、緊急時に備えて冷蔵庫に保管する「緊急時安心キット」を希望者に無料で配布しています。

配布窓口	各区役所（支援課、高齢介護課、保健センター）、保健所、消防署（出張所）、郵便局
------	---

2. 緊急時連絡システム

在宅で重度の障害のある方や慢性疾患等をお持ちの高齢者を対象に、緊急時にボタン一つで通報できるペンダント型発信機と緊急通報機器を設置しています。24時間体制で、医療・福祉関係の資格を有する相談員が対応し、希望により定期的な安否確認も行います。設置及び維持管理の費用は市が負担しますが、自己都合による機器移設等に伴う再設置費等は自己負担となります。

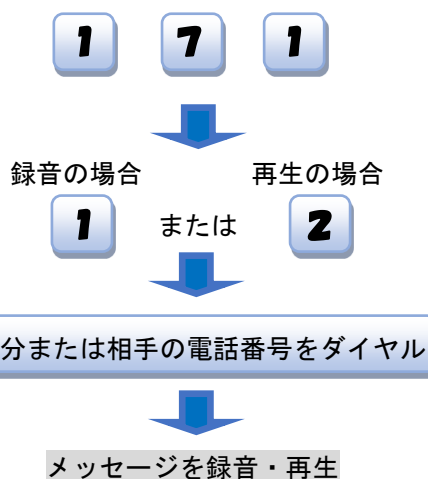
※費用の自己負担について、やむを得ない事情がある場合は個別にご相談に応じます

窓口	各区役所（高齢介護課、支援課）
対象者	障害のある方だけの世帯、障害のある方が日中独りになる世帯、 または、65歳以上のひとり暮らしで慢性疾患などにより日常生活において常時注意を要する方

災害時に役立つ 連絡方法

各電話・通信会社では、災害時にお互いの安否情報を伝える手段として「災害用伝言サービス」などを提供しています。

■災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法



毎月1日、15日等
体験できる日があるよ！



■災害用伝言板(web 171)の利用方法

災害用伝言板(web 171)へアクセス

URL: <https://www.web171.jp/>

自分または相手の電話番号を入力

メッセージを登録・確認

※詳細は各電話・通信会社へお問い合わせください。

3. 避難行動要支援者名簿の掲載

窓口	福祉総務課
電話	048-829-1253

避難行動要支援者名簿とは、災害発生時などに、自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」を円滑に支援するため、要件に該当する方を掲載した名簿です。

地域で取り組まれている避難支援体制をさらに整備し、災害に備えるため、個人情報を提供することに同意した方を掲載した名簿は、事前に地域の自治会・自主防災組織・民生委員などへ提供し、防災訓練などに活用いただきます。また、要件に該当されない方でも、災害時の避難に支援が必要な方は名簿への掲載が可能ですので、希望される方は、福祉総務課までお問い合わせください。

※災害の状況によっては、支援者の多くも被災者になりえます。そのため、名簿の提供に同意することにより、災害時の支援が必ず保証されるものではないことをご理解くださいますようお願いいたします。

●対象者

在宅の方	高齢者	・要介護2～5の認定を受けている方 ・要支援1・2、要介護1の認定を受けている単身又は高齢者のみの世帯の方
	障害者	・障害支援区分認定者 ・聴覚障害者2・3級 ・身体障害者（内部障害）1級 ・身体・知的障害児 ・特別障害者手当受給者 ・視覚障害者1・2級 ・身体障害者（肢体不自由）1・2級 ・知的障害者㉠・A・B ・精神障害者1・2級

療養生活の上で、日頃から備えておきたいポイント

□地域の防災教室・防災訓練に積極的に参加しましょう

地域住民に、災害時支援が必要な状況を理解してもらい、声をかけあえる関係を作りましょう。

□災害時に必要な支援が受けられるよう、防災カードを携帯しておきましょう

住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけ医療機関名、常備薬の種類などを記載した防災カードを作成し、日頃から携帯しておきましょう。

□非常持出品と備蓄品を用意しましょう

一般的な防災グッズの他に、疾患や症状に合わせた物品も用意しておきましょう。

□避難場所への避難方法を確認しましょう

区役所などで配布しているガイドブックやマップなどで、自分の住んでいる地域の避難場所がどこか確認しておきましょう。

◇非常時に備えて用意しておくよいもの



◎お薬手帳・常用医薬品

1週間分以上の治療薬を用意しましょう。

◎カセットコンロ・やかん

お湯を沸かせば、食事だけでなく熱湯消毒にも使えます。



◎懐中電灯

ヘッドライトもあると、処置をするときに便利。



◎現金

自動販売機や公衆電話で使うこともあるため、小銭も用意しましょう。



◎飲用水

最低でも3日分用意。
お風呂のお水は溜めて、生活用水に。

◎食料

7日以上を用意。疾患によっては配給される食事をとることが難しい場合があります。
自身の事情にあったものを用意しておきましょう。

◎毛布・タオルなど

保温以外に、停電でエアマットが使えなくなった場合の体位交換に使えます。



◎保冷剤

保冷以外に、体温調整に使えます。

◎携帯電話・スマートフォン

家庭用電話機は停電時に使えないことがあります。



◎連絡先一覧

医療機関や人工呼吸器の業者などの連絡先をわかるようにしておきましょう。(p20参考)



人工呼吸器等の医療機器を使用している方

地震災害等による大規模停電等が発生した場合、自宅で電力や医療機関の復旧を待つことで混乱が避けられる場合があります。被災後、1週間程度自宅で過ごすことを想定しておきましょう。

①人工呼吸器等の非常用電源が確保されている

- ・人工呼吸器は内部バッテリーの他に外部バッテリーが最低3個あると安心です。
- ・自動車のシガーソケットから電源を取る場合、誰かが付いている必要があります。
(長時間の使用は不明。)
- ・発電機は東京電力などからのレンタル制度もあります。

②家族等が非常時のケアの方法を習熟している

- ・電動機器(人工呼吸器やエアーマット等)の停電時の対応を把握しておきましょう。
- ・アンビューバッグの操作や人工呼吸器の再設定等、練習をしておきましょう。
- ・吸引は足踏み式吸引器や手動吸引器、大型の注射器など代替方法を用意しましょう。

③薬品、医療材料、消耗品、食料等を備蓄している

- ・停電が発生するとマンションや高台は断水になるため、飲用水以外に呼吸器加湿用の蒸留水を20L用意しましょう。
- ・手が洗えないときは、アルコールスプレーやアルコール綿で消毒しましょう。

④医療機関、訪問看護ステーション、人工呼吸器取り扱い業者などと非常時にも連絡ができる

- ・非常時は電話よりメールの方が機能しやすい状況となります。
- ・災害用伝言ダイヤル等を活用しましょう。(p16)

【備蓄のポイント】

薬の残薬や医薬材料の残数が1週間を切る前に受診する、購入する等、普段の生活でも意識しておきましょう。



◇災害時必要物品チェックリスト
1 週間生活ができる分の量を準備しましょう！

品名	点検日			品名	点検日		
☐ 現金				☐ タオル			
☐ 保険資格情報が確認できる書類				☐ 口腔ケア用品			
☐ お薬手帳				☐ 毛布			
☐ 常用医薬品				☐ 湯たんぽ・カイロ			
☐ 連絡先一覧				☐ カセットコンロ			
☐ 携帯型ラジオ				☐ 燃料ボンベ			
☐ 携帯電話、スマートフォン等				☐ なべ・やかん			
☐ 懐中電灯				☐ 携帯トイレ			
☐ 乾電池				☐ 飲用水			
☐ 食料				☐ ポリタンク			
☐ ビニール袋				☐ ティッシュペーパー			

品名	点検日			品名	点検日		
非常用電源 ☐ 外部バッテリー ☐ 発電機 ☐ 蓄電池 ☐ 自動車のシガーソケット・ケーブル ☐ ガソリン（自動車、発電機用） ☐ インバーター ☐ 延長コード ☐ 三又プラグ				気管切開・人工呼吸器 ☐ 人工鼻 ☐ 気管カニューレ ☐ Y字ガーゼ ☐ 注射器 ☐ 吸引カテーテル ☐ 呼吸器回路一式 ☐ 使い捨て手袋 ☐ アルコール綿			
代替医療機器 ☐ アンビューバッグ ☐ 足踏み吸引器等 ☐ 低圧持続吸引ポンプ				☐ 滅菌精製水 ☐ 加温加湿器 ☐ パルスオキシメーター ☐ カフ圧調整用シリンジ			
在宅酸素 ☐ 酸素ボンベ ☐ カニューレ ☐ 延長チューブ				意思伝達ツール ☐ 透明文字盤 ☐ 絵カード ☐ メモ・筆記用具			
胃ろう ☐ 接続チューブ ☐ 栄養ボトル ☐ 栄養セット ☐ 蒸留水 ☐ 経管栄養剤 ☐ 注射器				その他必要なものを記入 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐			

◇療養者の基本情報

記載日 年 月 日

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所		電 話	
治療中の疾患 既往歴			

◇緊急時関係者連絡先リスト

	名称	施設名	担当者	電話番号
医療・介護	医療機関			
	医療機関			
	薬局			
	訪問看護師			
	ヘルパー			
	ケアマネージャー			
事業者	人工呼吸器取扱業者			
	在宅酸素取扱業者			
	電力会社			
その他				

◇緊急時家族・友人等連絡先リスト

氏名	続柄	電話番号	住所	災害用伝言板 登録有無

※すぐに見られる電話機の前や冷蔵庫の中など、工夫して保管しましょう！

VI 区役所・保健所 問合せ先一覧

	保健センター	支援課	高齢介護課	保険年金課 (年金係)	保険年金課 (福祉医療係)
西区	TEL: 620-2700 FAX: 620-2769	TEL: 620-2662 FAX: 620-2766	TEL: 620-2668 FAX: 620-2762	TEL: 620-2674 FAX: 620-2768	TEL: 620-2655 FAX: 620-2768
北区	TEL: 669-6100 FAX: 669-6169	TEL: 669-6062 FAX: 669-6166	TEL: 669-6068 FAX: 669-6167	TEL: 669-6074 FAX: 669-6167	TEL: 669-6055 FAX: 669-6167
大宮区	TEL: 646-3100 FAX: 646-3169	TEL: 646-3062 FAX: 646-3166	TEL: 646-3068 FAX: 646-3165	TEL: 646-3074 FAX: 646-3168	TEL: 646-3055 FAX: 646-3168
見沼区	TEL: 681-6100 FAX: 681-6169	TEL: 681-6062 FAX: 681-6166	TEL: 681-6068 FAX: 681-6160	TEL: 681-6074 FAX: 681-6168	TEL: 681-6055 FAX: 681-6168
中央区	TEL: 840-6111 FAX: 840-6115	TEL: 840-6062 FAX: 840-6166	TEL: 840-6068 FAX: 840-6167	TEL: 840-6074 FAX: 840-6168	TEL: 840-6055 FAX: 840-6168
桜区	TEL: 856-6200 FAX: 856-6279	TEL: 856-6172 FAX: 856-6276	TEL: 856-6178 FAX: 856-6271	TEL: 856-6184 FAX: 856-6278	TEL: 856-6165 FAX: 856-6278
浦和区	TEL: 824-3971 FAX: 825-7405	TEL: 829-6143 FAX: 829-6239	TEL: 829-6153 FAX: 829-6238	TEL: 829-6163 FAX: 829-6234	TEL: 829-6127 FAX: 829-6234
南区	TEL: 844-7200 FAX: 844-7279	TEL: 844-7172 FAX: 844-7276	TEL: 844-7178 FAX: 844-7277	TEL: 844-7184 FAX: 844-7278	TEL: 844-7165 FAX: 844-7278
緑区	TEL: 712-1200 FAX: 712-1279	TEL: 712-1172 FAX: 712-1276	TEL: 712-1178 FAX: 712-1270	TEL: 712-1184 FAX: 712-1271	TEL: 712-1165 FAX: 712-1271
岩槻区	TEL: 790-0222 FAX: 790-0259	TEL: 790-0163 FAX: 790-0266	TEL: 790-0169 FAX: 790-0267	TEL: 790-0175 FAX: 790-0268	TEL: 790-0157 FAX: 790-0268

※電話・FAX 番号ともに市外局番は「048」です。



さいたま市保健所 健康支援課 住所 **さいたま市中央区鈴谷 7-5-12**

TEL: 840-2219 FAX: 840-2229

開庁時間: 8:30~17:15

(土・日曜日、祝日、休日及び年末年始を除く)



さいたま市ホームページ

URL <https://www.city.saitama.lg.jp>

※保健所のページへは、さいたま市トップページから、施設を探す>保健・医療施設>保健所へ



この冊子に掲載している内容は、令和8年4月現在の情報に基づくものです。
内容は、制度改正などにより変わっている場合があります。ご利用の際は、あらかじめお問い合わせください。

発行

さいたま市保健所 健康支援課

※この冊子は750部作成し、1部あたりの印刷費用は、205円です。